

## 高松市における自治会への加入促進に関する協定書

一般社団法人高松市コミュニティ連合会（以下「甲」という。）、株式会社穴吹ハウジングサービス（以下「乙」という。）及び高松市（以下「丙」という。）は、自治会への加入促進を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙（以下「三者」という。）が相互に連携・協力し、自治会への加入を促進することにより、地域コミュニティの醸成と住民が心豊かで住みよいまちづくりの推進に資することを目的とする。

### （協定事項）

第2条 三者は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携・協力して取り組むものとする。

（1）甲及び丙は、自治会と高松市自治基本条例（平成21年12月21日条例第51号）第23条に規定する地域コミュニティ協議会（以下「コミュニティ協議会」という。）との連絡調整を行うとともに、乙に対して、自治会に関する必要な情報を提供するほか、チラシやパンフレット等の啓発物を提供すること。

（2）乙は、乙が管理するマンション及びマンション管理組合の理事会・総会等の場において、自治会に関する情報の提供や啓発物の配布を行うなど、当該マンションの入居世帯の自治会加入に協力すること。

（3）甲及び乙は、丙が行う自治会への加入促進に係る施策・事業等の取組に協力すること。

（4）乙は、自治会が抱える空き家や高齢者問題の解消及び自治会活動・運営等について、乙が提供するサービスの中から継続的に支援し、地域の活性化に協力すること。

（5）三者は、コミュニティ協議会からの自治会への加入促進に関する要望等に対し、可能な範囲で協力すること。

2 三者は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要があるときは随時協議を行うものとする。

### （協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、三者のいずれからも特段の申し出がないときは、有効期間はさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

### （その他）

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、三者が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、三者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年10月16日

甲 高松市番町一丁目5番1号  
一般社団法人 高松市コミュニティ連合会

会長

乙 高松市紺屋町3番6号  
株式会社 穴吹ハウジングサービス

代表取締役社長

丙 高松市番町一丁目8番15号  
高松市

高松市長